宮 城 県 公 報

令和８年 11 月４日（水）
定期第 743 号

目 次

告示

○　救急医療機関の認定（医療政策課）

○　保安林の指定施業要件の変更の予定（森林整備課）

○　土地改良区役員の就任及び退任の届出（北部地方振興事務所）

公告

○　開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

○　政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（２件）（教育庁高校財務・就学支援室）

選挙管理委員会

○　県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会事務局）

宮城県告示第723号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和８年11月４日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

名　称	所　在　地	認定年月日	認定の有効期限
仙台東脳神経外科病院	仙台市宮城野区岩切１丁目12番１号	令和８年11月１日	令和11年10月31日

宮城県告示第724号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の３において準用する同法第 29 条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年 11 月４日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

２(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、鬼首土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和８年11月４日

宮城県北部地方振興事務所
所長　大　町　久　志

１　就任した者

就任年月日	氏　　名	住　　所	役職名
令和８年10月17日	大　場　善　郎	大崎市鳴子温泉鬼首字久保田35番地１	理　事
令和８年10月17日	髙　橋　弘　美	大崎市鳴子温泉鬼首字浦三杉32番地	理　事
令和８年10月17日	大　場　直　彦	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原26番地４	理　事
令和８年10月17日	髙　橋　興　子	大崎市鳴子温泉鬼首字百目木73番地	理　事
令和８年10月17日	中　嶋　盛　喜	大崎市鳴子温泉鬼首字水上１番地１	理　事
令和８年10月17日	髙　橋　　勇	大崎市鳴子温泉鬼首字中田野46番地２	監　事
令和８年10月17日	大　山　誠　一	大崎市鳴子温泉鬼首字原34番地６	監　事

２　退任した者

退任年月日	氏　　名	住　　所	役職名
令和８年10月16日	大　場　善　郎	大崎市鳴子温泉鬼首字久保田35番地１	理　事
令和８年10月16日	髙　橋　弘　美	大崎市鳴子温泉鬼首字浦三杉32番地	理　事
令和８年10月16日	大　場　直　彦	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原26番地４	理　事
令和８年10月16日	髙　橋　興　子	大崎市鳴子温泉鬼首字百目木73番地	理　事
令和８年10月16日	中　嶋　盛　喜	大崎市鳴子温泉鬼首字水上１番地１	理　事
令和８年10月16日	髙　橋　　勇	大崎市鳴子温泉鬼首字中田野46番地２	監　事
令和８年10月16日	大　沼　幸　男	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原32番地	監　事

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和８年 11 月４日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	七ケ浜町東宮浜字小田 36 番１の一部、36 番１地先道の一部、東宮浜字吉子 62 番
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	仙台市青葉区立町２番 11 号 有限会社　桜エステート

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年 11 月４日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　入札に付する事項

(1)　調達案件及び数量　宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借（広瀬 ideal 高等学校）１式

(2)　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(3)　賃貸借期間　令和９年７月１日から令和 13 年９月 30 日まで

(4)　設置場所　宮城県広瀬 ideal 高等学校（仙台市青葉区落合四丁目４番１号）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3)　平成 12 年３月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第２条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4)　平成 12 年４月１日以後に民事再生法第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6)　宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7)　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月１日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められるとき。

オ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8)　過去２年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同様の内容の機器賃貸借及び保守契約を締結し、２回以上履行した実績（複数年契約しているものにあっては、履行期間が 12 月経過しているものに限る。）を有すること。

(9)　賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

(10)　入札参加資格申請場所　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号　電話 022-211-3335）へ令和８年 11 月 30 日（月）午後５時までに提出すること。

３　入札書の提出場所等

(1)　電子調達システムの利用

ア　本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ　本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2)　書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8423　宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号

宮城県教育庁高校財務・就学支援室管理運営班（電話 022-211-3623）

(3)　郵送による入札説明書の交付期限　郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和８年 11 月 11 日（水）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

(4)　一般競争入札参加資格審査

ア　電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合　電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 11 月 18 日（水）から令和８年 11 月 30 日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ　書面により参加資格審査を受ける場合　書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 11 月 30 日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ　開札日までの間において、(4)ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5)　入札書の提出期限等

ア　システムを用いて入札する場合

入札期間　令和８年 12 月３日（木）午前９時から令和８年 12 月 14 日（月）午後５時まで

イ　書面により入札書を提出する場合

（ア）　日時　令和８年 12 月 14 日（月）午後５時

（イ）　場所　３(2)に同じ

（ウ）　郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

（エ）　提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6)　開札の日時及び場所　令和８年 12 月 15 日（火）午前９時　宮城県行政庁舎 16 階　高校財務・就学支援室内

４　入札に参加することができない者

２に定める資格を有しない者及び３(4)の審査により資格を有しないとされた者

５　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　財務規則（昭和 39 年宮城県規則第７号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3)　契約保証金　財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5)　入札金額の記載方法　入札書に記載する金額は、１月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6)　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)　最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無　無

(8)　契約書作成の要否　要

(9)　この契約は、電子契約を選択することができる。

(10)　申請書等の作成に関する経費　申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(11)　この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

(12)　詳細は、入札説明書による。

６　概要

Summary

1. **Nature and Quantity of the Items to be Procured:**
 Leasing of Electronic Data Processing Systems for Miyagi Prefectural High Schools (Miyagi Prefecture Hirose ideal High School) (one set)
2. **Contract Period:**
 From July 1, 2027 to September 30, 2031
3. **Place of Installation:**
 Miyagi Prefecture Hirose ideal High School
4. **Deadline and Place for Bid Submission:** Management Section, High School Finance and Enrollment Support Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
 December 14, 2026 (Mon.), 5:00 P.M.
5. **Time and Place for Bid Selection:**
 High School Finance and Enrollment Support Division,
 Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor
 December 15, 2026 (Tue.), 9:00 A.M.
6. **Contact Information:**

High School Finance and Enrollment Support Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423
Tel.: 022-211-3623

7. **Language and Currency Used in Contract Procedures:**
 Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年 11 月４日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　入札に付する事項

(1)　調達案件及び数量　宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借（大崎創成高等学校）１式

(2)　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

(3)　賃貸借期間　令和９年７月１日から令和 13 年９月 30 日まで

(4)　設置場所　宮城県大崎創成高等学校（大崎市鹿島台広長杢師前 44）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3)　平成 12 年３月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第２条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4)　平成 12 年４月１日以後に民事再生法第 21 条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6)　宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7)　宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月１日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア　入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められるとき。

オ　入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8)　過去２年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同様の内容の機器賃貸借及び保守契約を締結し、２回以上履行した実績（複数年契約しているものにあっては、履行期間が 12 月経過しているものに限る。）を有すること。

(9)　賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

(10)　入札参加資格申請場所　宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号　電話 022-211-3335）へ令和８年 11 月 30 日（月）午後５時までに提出すること。

３　入札書の提出場所等

(1)　電子調達システムの利用

ア　本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ　本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2)　書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980 - 8423　宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号

宮城県教育庁高校財務・就学支援室管理運営班（電話 022-211-3623）

(3)　郵送による入札説明書の交付期限　郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和８年 11 月 11 日（水）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

(4)　一般競争入札参加資格審査

ア　電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合　電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 11 月 18 日（水）から令和８年 11 月 30 日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ　書面により参加資格審査を受ける場合　書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和８年 11 月 30 日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ　開札日までの間において、(4)ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5)　入札書の提出期限等

ア　システムを用いて入札する場合

入札期間　令和８年 12 月３日（木）午前９時から令和８年 12 月 14 日（月）午後５時まで

イ　書面により入札書を提出する場合

（ア）　日時　令和８年 12 月 14 日（月）午後５時

（イ）　場所　３(2)に同じ

（ウ）　郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、(6) の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

（エ）　提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6)　開札の日時及び場所　令和８年 12 月 15 日（火）午前９時 30 分　宮城県行政庁舎 16 階　高校財務・就学支援室内

４　入札に参加することができない者

２に定める資格を有しない者及び３(4)の審査により資格を有しないとされた者

５　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　財務規則（昭和 39 年宮城県規則第７号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3)　契約保証金　財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4)　入札の無効　本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5)　入札金額の記載方法　入札書に記載する金額は、１月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6)　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)　最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無　無

(8)　契約書作成の要否　要

(9)　この契約は、電子契約を選択することができる。

(10)　申請書等の作成に関する経費　申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(11)　この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

(12)　詳細は、入札説明書による。

６　概要

Summary

1. **Nature and Quantity of the Items to be Procured:**
 Leasing of Electronic Data Processing Systems for Miyagi Prefectural High Schools (Miyagi Prefecture Osaki Sosei High School) (one set)
2. **Contract Period:**
 From July 1, 2027 to September 30, 2031
3. **Place of Installation:**
 Miyagi Prefecture Osaki Sosei High School
4. **Deadline and Place for Bid Submission:** Management Section, High School Finance and Enrollment Support Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
 December 14, 2026 (Mon.), 5:00 P.M.
5. **Time and Place for Bid Selection:**
 High School Finance and Enrollment Support Division,
 Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor
 December 15, 2026 (Tue.), 9:30 A.M.
6. **Contact Information:**

High School Finance and Enrollment Support Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423
Tel.: 022-211-3623

7. **Language and Currency Used in Contract Procedures:**
 Japanese and Japanese yen only.

宮選管告示第47号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年11月４日

宮城県選挙管理委員会委員長　　櫻　　井　　正　　人

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成６年宮選管告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出） 第４条　［略］ ２　前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。	（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出） 第４条　［略］ ２　前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。
第４号様式（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第４条関係） その１　［略］ その２ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） ［略］ 備考 １　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選	第４号様式（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第４条関係） その１　［略］ その２ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） ［略］ 備考 １　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選

挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。 ２　［略］	挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。 ２　［略］
その３　［略］	その３　［略］

第６号様式（請求書の様式）（第５条関係）

その１	その１
請求書（選挙運動用自動車の使用） ［略］ 備考 １　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第４号に規定する４桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。 ２　［略］	請求書（選挙運動用自動車の使用） ［略］ 備考 １　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。 ２　［略］
その２・その３　［略］	その２・その３　［略］

附　則

この告示は、令和８年11月４日から施行する。